

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：母子福祉費

事業名 子どもの居場所応援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 子ども支援係 電話番号：058-272-1111(内3553)
E-mail : c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事 業 費 11,000 千円 (前年度予算額： 18,000 千円)

<財源内訳>

| 区分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | |
|-----|--------|---------|---------|-----------|---------|-------|-------|-------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使 用 料 手数料 | 財 収 産 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 |
| 前年度 | 18,000 | 18,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要求額 | 11,000 | 1,456 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9,544 |
| 決定額 | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

県では、「岐阜県子どもの貧困対策アクションプラン（令和2年3月策定）」に基づき「子どもの居場所（子ども食堂、学習支援の場等）」へ支援している。「子どもの居場所」は、子どもへの悩み相談や基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、貧困家庭やひとり親家庭等の子どもたちの支援の担い手として、重要な役割を果たしており、その数は年々増加している。

「子どもの居場所」は、ボランティアによる運営が前提であるが、近年の物価高騰の影響や多様化する子どもたちの困りごとへの支援の増加により、負担が大きくなっている。

また、県内では地域によって「子どもの居場所」の数に偏りがあり、支援が必要なすべての子どもたちへ、必要な支援が届いていない現状がある。

これらの課題の解決に取り組むため、令和4年度から(社福)岐阜県社会福祉協議会へ子どもの居場所応援センター事業を委託し、中間支援組織として企業等の支援者と子どもの居場所とネットワーク構築し課題解決に取り組んでいる。

子どもの居場所による子ども達への支援を拡充、持続・継続していくため、子どもの居場所応援センターによって構築されたネットワークを活用し、継続して子どもの居場所応援事業を推進していく必要がある。

(2) 事業内容

オール岐阜県で子どもの居場所を支援するため、運営団体だけでなくサポーター（企業や県民）の活動を応援する「岐阜県子どもの居場所応援センター」事業を行っている団体に委託する。

- ①子どもの居場所への支援（相談支援、人・物資等の調整）
- ②連携体制の整備（地元企業やNPO、子どもの居場所ネットワーク）
- ③子どもの貧困に対する関心の醸成（子どもの居場所の周知、広報）

(3) 県負担・補助率の考え方

母子家庭等対策総合支援事業費補助金

補助率：国1／2、県1／2（基準額：2,912千円）

（ひとり親家庭等生活向上事業（子どもの生活・学習支援事業））

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|--------|-------------------|
| 委託料 | 11,000 | 子どもの居場所応援センター運営業務 |
| 合計 | 11,000 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「岐阜県子どもの貧困対策アクションプラン」に基づき子どもの居場所を支援。

(2) 国・他県の状況

【国の状況】

全国知事会から「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～（中間整理）（案） 令和5年子ども家庭審議会」において「居場所づくり」について「子どもの居場所づくりに関する指針（仮称）」に基づく提言あり。

【他県の状況】

全国で24県（岐阜県含む）が子どもの居場所を支援する中間支援組織を委託等により設置し支援している。

（青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、佐賀県、熊本県、大分県、沖縄県）

(3) 後年度の財政負担

貧困家庭やひとり親家庭の子どもを支える「子どもの居場所」は、困りごとのある子どもたちのための重要な場であり、今後も「子どもの居場所」づくりを推進するには、必要不可欠な事業であるため、継続して実施していく必要がある。

(4) 事業主体及びその妥当性

子どもの居場所への支援は、国においても推進しており事業としては妥当である。

また、県民の安全・安心対策特別委員会（R5.7.5開催）で、「「子どもの居場所づくり」に求められるもの（説明者：一般社団法人ぎふ学習支援ネットワーク 代表理事 南出 吉祥 氏（岐阜大学准教授）」参考人招致があり、「子どもの居場所」を推進する事業は県としても妥当なものである。

事 業 評 價 調 書 (県単独補助金除く)

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

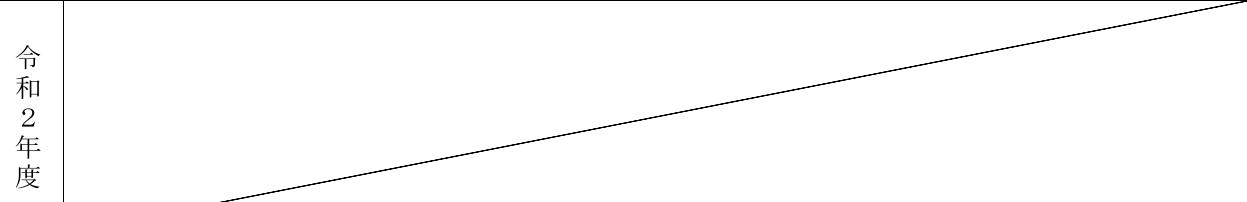
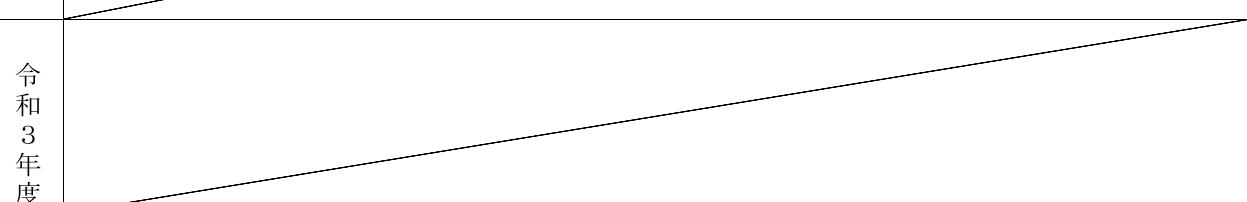
オール岐阜県で子どもの居場所を支える体制を整備するため、NPO等への委託により、運営団体に加えサポーター（企業や県民）の活動を応援するサポートセンター「岐阜県子どもの居場所応援センター」を設置し、子どもの居場所への支援や地域における連携体制の整備、子どもの貧困に対する企業や県民の関心の醸成等を行う。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 (R3) | R4年度 実績 | R5年度 目標 | R6年度 目標 | 終期目標 (R6) | 達成率 |
|-----------|---------------|------------|------------|------------|--------------|-----|
| ①サポーター登録数 | - | 131 | 80件 | 200件 | 200件 | 61% |

○指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

| | |
|-----------------------------------|--|
| 令和2年度 |  |
| 令和3年度 |  |
| 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ % | |
| 令和4年度 | 「岐阜県子どもの居場所応援センター」を開設し、企業等から子どもの居場所に対する物資等の支援を分配するとともに、新たな支援創出のためのプロモーション活動等を実施。 |

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価)

3

物価高騰等の影響や、多様化する子どもの困りごとへの支援負担の増加により、子どもの居場所の持続的な活動が難しくなっている。子どもの居場所の増加及び運営体制強化には、子どもの居場所を支えるサポーター（企業や県民）を増やす必要がある。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3：期待以上の成果あり

2：期待どおりの成果あり

1：期待どおりの成果が得られていない

0：ほとんど成果が得られていない

(評価)

2

「子どもの居場所応援センター」を開設することで、地域による支援の偏りを解消が進んだ他、新たな支援創出及び相談できる体制構築に繋がった。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

(評価)

2

地域福祉に知見のある団体に委託することで、専門的な視点により事業を実施できている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

中間支援組織の継続的な設置や、地域や市町村単位で調整を行う機関の設置を目指に据えながら、県内のネットワークの仕組みを作り、拡大していく必要がある。事業については、企業、県民、市町村及び県が協力しながら進める必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

子どもが必要とする「子どもの居場所」を拡大、持続・継続させていくため、今後も継続して取り組む。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント
又は事業名及び所管課

【〇〇課】

組み合わせて実施する理由
や期待する効果 など